

ID: 1571

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	特定入所者の負担限度額の認定		
法令名 根拠条項	介護保険法施行規則 第83条の6第1項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む。)		
法令番号	平成11年厚生省令第36号		
【根拠条文】 (特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定) 第83条の6 前条の規定による市町村の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 (1) 前条各号のいずれかに該当する旨 (2) 氏名、生年月日、住所及び個人番号 (3) 指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている場合にあっては、当該指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設の名称及び所在地 (4) 前号の介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、又は入院した年月日 (5) 被保険者証の番号 (6) 特定介護サービスを受ける日の属する年の前年に厚生労働大臣が定める年金たる給付の支払を受けている場合にあっては、当該給付の種別 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日